

事 務 連 絡
令和2年10月23日

各（総合）振興局
産業振興部水産課長 様
産業振興部林務課長 様
森林室森林整備課長 様
石狩振興局森林室道民の森課長 様

水産林務部総務課長

新型コロナウイルス感染症労働災害認定に係る請負工事成績評定の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、労働者が就業中に感染・発症し休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となりますが、この場合の工事成績評定要領等については次により取扱うよう、関係職員への周知をお願いします。

記

「工事施行成績評定基準」（平成14年3月27日付け技官第1228号）の様式2K⑤（土木用）「工事成績採点の考査項目別運用表」－「2 施工状況」－「Ⅲ. 安全対策」及び「造林工事施行成績評定基準」（平成23年4月5日付け水林総第36号）の様式2K⑤「造林工事成績採点の考査項目別運用表」－「2 施工状況」－「Ⅲ. 安全対策」の内、「工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。」については、新型コロナウイルス感染症による労働災害認定は通常の工事事故と性質が大きく異なることから、この労働災害認定を受けた場合においても成績評定で評価できるものとする。

（（管理係）主査（積算調査））